

佐賀県中央児童相談所設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年9月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第33号

佐賀県中央児童相談所設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(佐賀県行政組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表(第20条関係)		別表(第20条関係)	
所管する部	現地機関の名称	所管する部	現地機関の名称
略		略	
健康福祉部	略	健康福祉部	略
	<u>中央児童相談所</u>		<u>児童相談所</u>
	略		略
略		略	

(児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正)

第2条 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則(昭和55年佐賀県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(権限の委任)	(権限の委任)
第1条の2 法第56条第2項の規定による知事の権限で、 <u>法第50条第6号の3</u> に規定する費用に係るものは佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成17年佐賀県条例第77号)第1条に規定する保健福祉事務所の長(以下「保健福祉事務所長」という。)に、法第50条第7号から第7号の3までに規定する費用に係るものは佐賀県中央児童相談所設置条例(昭和32年佐賀県条例第32号)第1条に規定	第1条の2 法第56条第2項の規定による知事の権限で、 <u>法第50条第6号の2</u> に規定する費用に係るものは佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成17年佐賀県条例第77号)第1条に規定する保健福祉事務所の長(以下「保健福祉事務所長」という。)に、法第50条第7号から第7号の3までに規定する費用に係るものは佐賀県総合福祉センター設置条例(昭和57年佐賀県条例第25号)第1条に規

改正前	改正後
<p>する<u>相談所の長</u>（以下「<u>相談所長</u>」という。）に委任する。</p> <p>（負担金の徴収）</p> <p>第2条 知事、<u>保健福祉事務所長又は相談所長</u>は、<u>法第20条第1項の給付又は法第22条第1項の助産、法第23条第1項の母子保護若しくは法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置</u>（以下これらを「<u>入所措置等</u>」という。）を行ったときは、本人又はその扶養義務者から、<u>法第50条第5号、第6号の3又は第7号から第7号の3までに規定する費用に係る負担金を徴収するものとする。</u></p> <p>（負担金の額の決定等）</p> <p>第3条 知事、<u>保健福祉事務所長又は相談所長</u>は、<u>法第20条第1項の給付若しくは入所措置等を行ったときは</u>、知事が別に定める徴収金基準により負担金の額を決定しなければならない。</p> <p>2 知事、<u>保健福祉事務所長又は相談所長</u>は、前項の規定により負担金の額の決定を行ったとき、又は変更の決定を行ったときは、速やかに、負担金決定（変更）通知書（様式第1号）を本人又はその扶養義務者に送付しなければならない。</p> <p>（負担金の額の再調査）</p>	<p>定する<u>佐賀県総合福祉センターの長</u>（以下「<u>センター長</u>」という。）に委任する。</p> <p>（負担金の徴収）</p> <p>第2条 知事は、<u>法第20条第1項の給付を行ったときは</u>、本人又はその扶養義務者から、<u>法第50条第5号に規定する費用に係る負担金を徴収するものとする。</u></p> <p>2 <u>保健福祉事務所長は、法第22条第1項の助産又は法第23条第1項の母子保護を行ったときは</u>、本人又はその扶養義務者から、<u>法第50条第6号の2に規定する費用に係る負担金を徴収するものとする。</u></p> <p>3 <u>センター長は、佐賀県児童相談所設置条例（昭和32年佐賀県条例第32号）第1条に規定する児童相談所の長による法第27条第1項第3号又は第2項の措置が行われたときは</u>、本人又はその扶養義務者から、<u>法第50条第7号から第7号の3までに規定する費用に係る負担金を徴収するものとする。</u></p> <p>（負担金の額の決定等）</p> <p>第3条 知事、<u>保健福祉事務所長又はセンター長</u>は、<u>前条の規定により負担金を徴収するときは</u>、知事が別に定める徴収金基準により負担金の額を決定しなければならない。</p> <p>2 知事、<u>保健福祉事務所長又はセンター長</u>は、前項の規定により負担金の額の決定を行ったとき、又は変更の決定を行ったときは、速やかに、負担金決定（変更）通知書（様式第1号）を本人又はその扶養義務者に送付しなければならない。</p> <p>（負担金の額の再調査）</p>

改正前	改正後
<p>第5条 知事、保健福祉事務所長又は<u>相談所長</u>は、負担金の額の適否の調査を毎年1回行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、適宜にこれを行うことができる。</p> <p>(負担金の減免等)</p> <p>第6条 知事、保健福祉事務所長又は<u>相談所長</u>は、本人又はその扶養義務者が次に掲げる理由により負担金を納入することが困難であると認めるときは、当該負担金の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、負担金減額(免除)申請書(様式第2号)を知事、保健福祉事務所長又は<u>相談所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 知事、保健福祉事務所長又は<u>相談所長</u>は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、負担金の減額又は免除の適否を決定し、速やかに、負担金減額(免除)承認(不承認)通知書(様式第3号)を当該申請者に送付しなければならない。</p>	<p>第5条 知事、保健福祉事務所長又は<u>センター長</u>は、負担金の額の適否の調査を毎年1回行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、適宜にこれを行うことができる。</p> <p>(負担金の減免等)</p> <p>第6条 知事、保健福祉事務所長又は<u>センター長</u>は、本人又はその扶養義務者が次に掲げる理由により負担金を納入することが困難であると認めるときは、当該負担金の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、負担金減額(免除)申請書(様式第2号)を知事、保健福祉事務所長又は<u>センター長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 知事、保健福祉事務所長又は<u>センター長</u>は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、負担金の減額又は免除の適否を決定し、速やかに、負担金減額(免除)承認(不承認)通知書(様式第3号)を当該申請者に送付しなければならない。</p>

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第3条 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和58年佐賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。この場合において、相談第一課の分掌事務のうち第1号から第7号までに掲げるものの所管区域及び判定課の分掌事務のうち第1号及び第2号に掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡以外の県内全域とし、相談第二課の分掌事務のうち第1号から第3</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。この場合において、相談第一課の分掌事務のうち第1号から第7号までに掲げるものの所管区域及び判定課の分掌事務のうち第1号及び第2号に掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡以外の県内全域とし、相談第二課の分掌事務のうち第1号から第3</p>

改正前	改正後
<p>号までに掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡の区域とする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 中央児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び地域生活リハビリセンターの庶務及び会計事務に関すること。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>相談第一課 略</p> <p>相談第二課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>北部児童相談所の開設に関すること。</u></p> <p>判定課～地域生活リハビリ課 略</p>	<p>号までに掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡の区域とする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 中央児童相談所、<u>北部児童相談所</u>、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び地域生活リハビリセンターの庶務及び会計事務に関すること。</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>相談第一課 略</p> <p>相談第二課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>判定課～地域生活リハビリ課 略</p>

(佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部改正)

第4条 佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則(昭和58年佐賀県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県中央児童相談所設置条例</u>(昭和32年佐賀県条例第32号)第6条、<u>佐賀県婦人相談所設置条例</u>(昭和32年佐賀県条例第25号)第4条、<u>佐賀県身体障害者更生相談所設置条例</u>(昭和35年佐賀県条例第3号)第3条及び<u>佐賀県知的障害者更生相談所設置条例</u>(昭和35年佐賀県条例第24号)第3条の規定により、<u>佐賀県中央児童相談所</u>、<u>佐賀県婦人相談所</u>、<u>佐賀県身体障害者更生相談所</u>及び<u>佐賀県知的障害者更生相談所</u>(以下「児童相</p>	<p><u>佐賀県児童相談所等の管理に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県児童相談所設置条例</u>(昭和32年佐賀県条例第32号)第5条、<u>佐賀県婦人相談所設置条例</u>(昭和32年佐賀県条例第25号)第4条、<u>佐賀県身体障害者更生相談所設置条例</u>(昭和35年佐賀県条例第3号)第3条及び<u>佐賀県知的障害者更生相談所設置条例</u>(昭和35年佐賀県条例第24号)第3条の規定により、<u>中央児童相談所</u>、<u>北部児童相談所</u>、<u>佐賀県婦人相談所</u>、<u>佐賀県身体障害者更生相談所</u>及び<u>佐賀県知的障害者更生相談所</u>(以下「児</p>

改正前	改正後
<p>談所等」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 児童相談所等における分掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>佐賀県中央児童相談所</u> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第2項、第24条の3第2項及び第6項並びに第24条の4第1項及び第2項に掲げる業務に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p><u>2 佐賀県中央児童相談所の分室として唐津分室を唐津市に置く。</u></p> <p><u>3 前項の唐津分室は、唐津市及び東松浦郡の地域内の児童の保護その他児童の福祉に関する事項の相談及び指導並びに家庭の調査指導に関することを分掌する。</u></p> <p>(職制)</p> <p>第3条 児童相談所等にそれぞれ所長、<u>副所長、その他必要な職員を、佐賀県中央児童相談所に児童福祉司を置く。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p>(職務の代行)</p> <p>第5条 所長が不在のときは、<u>児童相談所等の副所長</u>がその職務を代行する。</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 知事は、前項に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる事務を佐賀県中央児童相談所長に委任する。</u></p>	<p>童相談所等」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 児童相談所等における分掌事務は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>中央児童相談所及び北部児童相談所</u> 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第2項、第24条の3第2項及び第6項並びに第24条の4第1項及び第2項に掲げる業務に関すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 児童相談所等にそれぞれ所長を置く。</p> <p><u>2 児童相談所等にそれぞれ副所長を置くことができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(職務の代行)</p> <p>第5条 所長が不在のときは、<u>所長があらかじめ指名する職員</u>がその職務を代行する。</p> <p><u>2 略</u></p> <p>(権限の委任)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 知事は、前項に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる事務(第1号、第13号及び第14号の事務)にあっては、中央児童相談所長に</u></p>

改正前	改正後
(1)～(10) 略 (11) 児童福祉法第33条第2項、 <u>第7項及び第9項に定める事務</u> (12)～(19) 略	<u>限る。)を中央児童相談所長及び北部児童相談所長に委任する。</u> (1)～(10) 略 (11) 児童福祉法第33条第2項、第9項及び第11項に定める事務 (12)～(19) 略 <u>3 条例第2条第2項の規定により中央児童相談所が佐賀県全域を            管轄する業務は、前項各号に掲げる事務のうち、第1号、第13号            及び第14号の事務とする。</u>

(児童福祉法等施行細則の一部改正)

第5条 児童福祉法等施行細則(平成10年佐賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
様式第7号(第8条関係) 略 <table border="1" data-bbox="235 842 1104 1010"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td><u>佐賀県中央児童相談所長</u> 様</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> 備考 略	略	略	<u>佐賀県中央児童相談所長</u> 様	略	様式第7号(第8条関係) 略 <table border="1" data-bbox="1160 842 2029 1010"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td><u>          </u>児童相談所長 様</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> 備考 略	略	略	<u>          </u> 児童相談所長 様	略
略									
略									
<u>佐賀県中央児童相談所長</u> 様									
略									
略									
略									
<u>          </u> 児童相談所長 様									
略									

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。